

平成三十年第一回大阪広域水道企業団議会
二月定例会会議録

平成三十年二月十五日（木曜日）午後一時開議

○出席議員

一	信貴良太
二	的場慎一
三	木畑匡
四	吉川敏文
五	友永修
六	大野妙子
七	奥谷正実
八	高橋登
九	中浜実
十	谷口美保子
十一	西尾博道
十二	野村生代
十三	辰見登
十四	田中久夫
十五	高山裕次
十六	野々下重夫
十七	浦尾雅文
十八	羽広政勝
十九	大東真司
二十	名手宏樹
二十一	水谷毅
二十二	出川康二
二十三	笹谷勇介
二十四	松尾武
二十五	島弘一
二十六	友井健二

二十七番	北好雄
二十八番	畑中謙司
二十九番	橋本晴久
三十番	道工幸雄
三十一番	寺町博
三十二番	中川幸博
三十三番	関口ほづみ

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

企業部長	竹山修身
副企業部長	清水豊
技術長兼事業管理部長	松本要一
理事兼経営管理部長兼総務課長	吉田景司
経営管理部副理事兼企画課長	上田伊宏
経営管理部財務課長	横山亨
経営管理部広域連携課長	香山慎治
事業管理部副理事兼計画課長	諸角誠
事業管理部事業推進課長	東野宗丈
事業管理部契約検査課長	谷野聡
事業管理部管財課長	堀木英輝
監査委員	田辺彰子
監査委員事務局長	笠井浩二

○職務のため出席した者

議事局長	笠井浩二
議事事務局書記	昼馬靖史
議事事務局書記	廣永龍治
議事事務局書記	岸田友海

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告
 - （工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告）
 - （説明者の通知）
- 第四 企業団運営方針説明
（竹山企業長説明）
- 第五 第一号議案 大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件
- 第二号議案 大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件
- 第三号議案 平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件
- 第四号議案 平成二十九年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件
- 第五号議案 平成三十年大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件
- 第六号議案 平成三十年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件
- 第六 一般質問
（副企業長説明）

○会議に付した事件

議事日程のとおり

議事事務局書記 山蔭 啓介

午後一時 開会

○水谷議長 ただいまより平成三十年二月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○水谷議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、辰見登議員及び田中久夫議員を指名いたします。

○水谷議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○水谷議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○水谷議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○水谷議長 まず、監査委員の工事監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○水谷議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○水谷議長 日程第四、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成三十年二月定例会を招集いたしました

ところ、議員の皆様方には御多用にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

私からは、当企業団の来年度の運営方針を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。当企業団では、府域に安全・安心で良質な水を安定的に供給していくため、中期経営計画などに基づきまして、持続可能な事業運営に取り組んでいるところであり、来年度、特に重点的に取り組む施策につきまして御説明申し上げます。

まずは、安定供給に向けた取り組みでございます。昨年の台風二十一号を初め、昨今、これまでに経験したことのないような大規模な災害が各地で発生いたしております。企業団では、このような災害が発生いたしましても、最低限の日常生活や社会、経済活動が維持できるように、施設や管路の耐震化を初め、災害に強い水道施設の整備を順次進めているところでございます。

来年度は、水道用水供給事業におきまして、事故や災害時のバックアップ機能の強化を図るため、庭窪浄水場と万博公園浄水施設を結ぶ系統連絡管整備工事を初めとした改良更新事業を引き続き進めてまいります。また、市町村域水道事業でございます四條畷水道事業におきまして、中野ポンプ場の水道用水供給事業ポンプ場内への機能移転を進め、施設の効率的な配置を進めます。

また、四條畷、太子、千早赤阪の三水道事業におきまして、企業団との統合時に定めました事業計画の着実な実施に努めてまいります。工業用水事業におきましては、基幹浄水でございます大庭浄水場の老朽化に対応するため、調整池及びポンプ棟の更新工事に着手いたします。次に、水道事業の広域化についてでございます。

御案内のとおり、企業団では、昨年四月の三団体との統合に続きまして、現在さらに泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町との統合実現に向けまして協議を進めているところでございます。また、企業団との統合につきましては、より一層理解を深めていただくための企業団との統合検討協議に向けての勉強会を設置するとともに、府域一水道のイメージを具体化するというより大きな視点から研究・検討を行う府域一水道に向けたあるべき姿の研究会を設置することにいたしました。

企業団といたしましては、こうした取り組みを通じて、将来の府域一水道の実現に向けまして、一歩ずつ着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。また、平成二十九年十一月定例会で条例改正について可決いただきましたが、本年四月から用水供給料金の値下げを実施いたします。

今後とも、お客様の立場で経営改革に努め、健全経営を維持しつつ、タフでスリムな事業運営を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましては一層の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

あわせてまして、本日の定例会におきましては、条例案二件、予算案四件の議案を提出しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○水谷議長 以上で企業長の説明は終わりました。

○水谷議長 日程第五、議案第一号から第六号まで、大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件外五件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして副企業長の説明を求めます。

清水豊副企業長。

(清水豊副企業長登壇)

○清水副企業長 本議案に提出いたしました第一号議案から第六号議案につきまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめぐりいただき、一ページをごらんください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件でございます。後ほど説明いたします大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正にあわせ、個人の権利利益の保護の観点から、行政文書の公開の請求があった場合に、公開してはならないこととする文書の範囲を拡大するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。

第九条第一号は、公開してはならない行政文書に、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものを追加するものでございます。

第十九条は、文言の整理を行うものでございます。

二ページを開き願います。

附則第二項は、本則の改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

続きまして、三ページをごらんください。

第二号議案は、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件でございます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等を踏まえ、個人情報や要配慮個人情報の定義を明確化するとともに、個人情報の開示の請求があった場合に、開示してはならないこととする個人情報の範囲を拡大するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第二条第一号は、個人情報の、四ページにお移りい

ただきまして、同条第二号は、要配慮個人情報の定義をそれぞれ改めるものでございます。この四ページの下のほうから五ページにかけてでございますが、第十二条は、開示してはならない個人情報に、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を含むものを追加するものでございます。

その他の条につきましては、これらの改正に伴う文言の整理等、所要の改正を行うものでございます。引き続き五ページでございます。

附則第二項は、本則の改正に伴う経過措置を設けるものでございます。附則第三項は、大阪広域水道企業団暴力団排除条例における引用部分の号ずれを改めるものでございます。

なお、第一号議案及び第二号議案は、いずれも公布の日からの施行を予定しております。

続きまして、お手元の別冊第三号議案、第四号議案の議案書三ページを開き願います。

第三号議案、平成二十九年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件、第一章、水道用水供給事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。

第一号の年間総給水量は、当初の見込みを四百万立方メートル上回る五億一千二百立方メートルとしております。第三号の主要な建設改良事業でございますが、送水管布設工事の事業費が減少したことなどにより、改良事業費につきまして、三十四億一千九百五十六千円を減額補正しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

収入は、給水収益の増加等により営業収益が増加したことなどから、三億六十二万一千円を増額補正して

おります。また、支出は、動力費の単価変動における減少や入札差金の発生等により、営業費用が減少したことなどから、十二億五千九百四十四万四千円を減額補正しております。

四ページを開き願います。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

収入は、企業債及び国庫補助金等につきまして、三十九億五千三百二十六万四千円を減額補正しております。

また、支出は、事業の実施年度の見直しや設計精査による建設改良費の減額などにより、二十七億九千九百六十三万二千円を減額補正しております。

第五条は、企業債の起債の限度額を減額補正するものでございます。

五ページをごらんください。

第二章、市町村域水道事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。

四條吸水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業の三事業連結による第四号の主要な事業でございますが、整備事業・改良事業費につきまして、一千六百九十三万円の減額補正をしております。これは主に太子水道事業における送配水設備等改良の事業費が減少したことによるものでございます。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

連結の支出は、貸倒引当金の繰り入れによる特別損失を計上したことなどから四百四十五万六千円を増額補正しております。

事業別の内訳はごらんとおりでございます。

六ページを開きいただき、第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

連結の収入は、企業債などについて一億二千六百五

十三万円を減額補正しております。

七ページをごらんください。

連結の支出は、設計精査による建設改良費の減額により一千六百九十三万円を減額補正しております。

第五条以下は、企業債の起債の限度額の補正などを定めるものでございます。

以上が水道事業会計の平成二十九年補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、九ページから三十五ページまでの補正予算説明書をごらんください。

続きまして、三十七ページ以降の第四号議案、平成二十九年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件につきまして御説明申し上げます。

三十九ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。

第一号の年間総給水量につきましては、当初の見込みを二百十万二千立方メートル上回る一億七千四百四十二万五千立方メートルとしております。

第三号の主要な建設改良事業でございますが、大庭浄水場等における施設拡充工事等の事業費が減少したことなどにより、増補改良事業費につきまして、十二億二千七百二十万五千円を減額補正しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

収入は、営業利益は増加したものの、営業外受託収益の減少等により、営業外収益が減少したことなどから、一億一千七百五十五万二千円を減額補正しております。また、支出は、動力費の単価変動による減少や入札差金の発生等により営業費用が減少したことなどから、二億六百二十八万円を減額補正しております。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

四十ページをお開き願います。

収入は、国庫補助金等について三千八百二十万円を

増額補正しております。また、支出は、事業の実施年度の見直しや設計精査による建設改良費の減額などにより、十二億二千七百十八万六千円を減額補正しております。

以上が工業用水道事業会計の平成二十九年補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、四十一ページ以降の補正予算説明書をごらんください。

続きまして、別冊の第五号議案及び第六号議案の議案書をごらんください。

平成三十年当初予算につきまして御説明申し上げます。

水道用水供給事業及び工業用水道事業におきましては、これまでのとおり効率的な事業運営に努め、水需要の動向などの経営環境の変化を適切に見込んだ上で、安全で良質な水を安定的・効率的に供給するため、施設整備マスタープランや中期経営計画に基づく必要な事業費の確保に努めております。

また、七市町との水道事業の統合に向けた検討協議を初め、市町村水道との連携強化を図るために必要な事業費も、引き続き計上したところでございます。

さらに、平成二十九年から開始しております市町村域水道事業におきましても、事業創設時の事業計画を着実に推進するため、必要な事業費の確保に努めたところでございます。

三ページをお開き願います。

第五号議案、平成三十年大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件、第一章、水道用水供給事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。第一号の年間総給水量につきましては、五億八百万立方メートルを見込んでおります。第三号の主要な建設改良事業

でございますが、設備改良工事やバイパス送水管等の布設工事など、改良事業費として二百五億七千八百七十五万三千円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。収入は給水収益等の営業収益や長期前受金戻入等の営業外収益など、四百二十五億七千六百九十一万六千円を計上しております。また、支出は、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用など、三百八十六億九千五百八十八万八千円を計上しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

四ページをお開き願います。

収入は、企業債、国庫補助金等や建設受託工事収入など百十九億九千八十八万八千円を計上しております。また、支出は、建設改良費及び企業債償還金で三百二十四億二千九百四十八万四千円を計上しております。

第五条以下は債務負担行為の期間、限度額等を定めるものでございます。

七ページをお開き願います。

第二章、市町村域水道事業につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。

連結では、第一号の給水戸数は三万一千九百九戸、第二号の年間総給水量は八百十八万立方メートルを見込んでおります。第四号の主要な事業でございますが、整備事業・改良事業費として六億四千五百七十一万三千円を計上しております。事業別の内訳はごらんとおりでございます。

八ページをお開き願います。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。まず、連結の収入は、給水収益等の営業収益や長期

前受金戻入等の営業外収益など十七億六千六百十五万四千円を計上しております。また、連結の支出は、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用など十七億八百六十六万三千円を計上しております。

十ページをお開き願います。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

連結の収入は企業債、国庫補助金等や出資金など四億二千八百七十万円を計上しております。次に、連結の支出は、建設改良費や企業債償還金など八億八千四十一万九千円を計上しております。

十二ページをお開き願います。

第五条以下は、債務負担行為の期間、限度額等を定めるものでございます。

以上が水道事業会計の平成三十年度当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、十五ページから七十三ページまでの予算説明書をごらんください。

続きまして、七十五ページ以降の第六号議案、平成三十年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

七十七ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。

第一号の年間総給水量は一億六千八百九十五万八千立方メートルを見込んでおります。第三号の主要な建設改良事業でございますが、施設改良工事やバイパス送水管の布設工事など、増補改良事業費として五十九億六千七百四十万四千円を計上しております。

第三条の収益的収入及び支出をごらんください。収入は、給水収益等の営業収益、長期前受金戻入等の営業外収益や特別利益で八十五億七千七百十三万四千円を計上しております。

また、支出は、動力費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用など七十億五千三百三十九万七千円を計上しております。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。七十八ページをお開き願います。

収入は、工事負担金など一億一千八百四十七万円を計上しております。次に、支出は、建設改良費、企業債償還金で七十億四千四百四十二万円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間、限度額等を定めるものでございます。

以上が工業用水道事業会計の平成三十年度当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、八十一ページから九十七ページまでの予算説明書をごらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水谷議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○水谷議長 この際、日程第五、議案第一号から第六号まで、大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件外五件及び日程第六、一般質問を一括議題といたします。

○水谷議長 これより上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告がありますので、順次指名いたします。
高橋登議員。

(高橋登議員登壇)

○高橋議員 たいだいま御指名をいただきまして、議長の許可をいただきまして一般質問をさせていただきたいと思ひます。

議席番号八番、泉大津市の高橋でございます。これより、自己水源の保全確保と運営についてとい

うテーマで質問をさせていただきたいと思ひます。

それぞれの自治体、地域ごとを守ってこられました自己水源の保全と管理は、災害時の対策としても複数水源の確保は非常に重要な部分であるといふふうに考えております。現在、当企業団におかれましては、おおさか水道ビジョンに基づきまして、府域一水道を目指して御努力をいただいております。

今後、統合を推進していくに当たりまして、自己水源に対する当企業団の認識と考え方について、まずお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、自己水源の保全・確保・運営に向けた課題等についてもお聞かせいただけますよう、よろしく御答弁をお願いいたします。

○水谷議長 これより答弁を求めます。

香山慎治広域連携課長。

(香山慎治経営管理部広域連携課長登壇)

○香山経営管理部広域連携課長 高橋議員の自己水源に関する御質問について御答弁を申し上げます。

市町村の自己水源につきましては、各地域の増加する水需要に対応して、水源の有無や地理的条件などを考慮し、当該市町村水道事業において整備・維持されてきたものでございます。

企業団といたしましては、統合する際の自己水源の取り扱いにつきましては、水源の安定性や災害時などの危機管理面及び費用対効果などを市町村と協議し、統合する市町村の意向を十分に尊重した上で、総合的に検討していくこととしております。

なお、その旨につきましては、企業団と統合する際の四十二市町村共通の条件の中にも明記しているところでございます。

なお、自己水源の課題につきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、水源の安定性、危機管理面

及び費用対効果などを総合的に考慮していく部分につきまして、どのようなところに重きを置くかというところについて課題があるものと認識しております。
以上でございます。

○水谷議長 高橋議員。

(高橋登議員登壇)

○高橋議員 御答弁をいただきました。

答弁の中では、各地域の増加する水需要に対して、水源、地理的条件の中で、当該の市町村水道事業において整備されてきたものとの認識が示されました。当然、各市町村においては、増加する水需要に対応して開発、整備されてきた部分もあるかというふうに思いますが、近年においては、地域の環境保全あるいは環境の監視や、答弁にもございました災害時に備えて複数の水源を確保していくべきであるという、市民の意識と要望が強まってきております。

特に、琵琶湖水系におきましては、複数の原子力発電所が立地されておりまして、淀川水系に流れ込んでいる現状がございます。決してあつてはならないことではあります。間もなく七年目を迎えようとする東日本大震災が引き起こしました福島原発事故は記憶に新しいところでございます。

このような事故を想定するわけではございませんけれども、大災害は必ず想定外を伴うものでございます。市民の関心も災害時の命をつなぐライフラインの確保として、自己水源の維持・保全を訴える声も多く聞かれます。

答弁にもありますように、対費用効果等も踏まえ、市町村と協議の上、総合的に検討していくこととございますが、再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つに、自己水源の確保につきましては、対費

用効果、コスト面だけでなく、災害時の市民の命を守る観点からすぐれて公共性の高い資産であるというふうに思いますが、施設の維持管理等を含めて、具体の対応においてはコスト面が優先されるというふうな考えておられるのかどうか、この点をまずお聞かせいただきたいと思います。

なお、自己水源の保全・確保に向けた課題につきましては、企業団と統合する際の四十二市町村の共通の条件の中に明記をされておるといふ答弁もございました。

二つ目の質問でありますけれども、府域において、各自自治体で保有、取水をしておる自己水は幾つございますか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

三つ目の質問になるかと思っておりますけれども、それぞれの自己水源の施設を含めた現状と経営実態については調査されておられるのかどうか、この点もお聞かせをください。

四つ目の質問になります。企業団との統合を促進するための制度の中に、施設整備計画等の策定支援に各自自治体の自己水の施設整備は含まれるのかどうか、この点もあわせてお聞かせをいただきたいと思っております。再度の質問に対しての御答弁、よろしくお願いいたします。

○水谷議長 香山課長。

(香山慎治経営管理部広域連携課長登壇)

○香山経営管理部広域連携課長 お答えさせていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたとおり、統合した際の自己水源の取り扱いにつきましては、水源の安定性や災害時などの危機管理面及び費用対効果などを市町村と協議し、統合する市町村の意向を十分に尊重した上で、総合的に検討していくこととしておりま

して、コスト面のみを優先するものではございません。次に、府域の各水道事業が保有しておる自己水源につきましては、大阪府健康医療部環境衛生課が作成した平成二十七年大阪府の水道の現況によりますと、四十二カ所でございます。

なお、これら自己水源の施設を含めた現状と経営実態についてでございますが、自己水源は企業団との統合が実現するまでは、当該市町村水道事業において整備・維持されているものでございまして、企業団としては、各市町村水道事業が保有する自己水源の詳細等まで把握はしておりません。しかし、今後、府域一水道のイメージやあるべき姿を具体化していくための研究会などを設置することとしておりまして、この中におきまして、各市町村がお持ちの自己水源の現状や経営実態について把握できればと考えております。

なお、企業団との統合を促進するための制度の中で、施設整備計画などの策定支援を行う旨を記載しておりますが、これにつきましても、市町村と協議し、統合する市町村の意向を十分に尊重した上で、自己水源を尊重するという判断に至った場合には、当該制度の中で、将来の自己水源の施設整備計画の策定も含め対応していくこととしております。

以上でございます。

○水谷議長 高橋議員。

(高橋登議員登壇)

○高橋議員 御答弁をいただきました。

当企業団の一般質問の規定では三回の登壇ということになっておりますので、私の質問については、この登壇で意見、要望等でまとめてまいりたいというふうな考えております。よろしくお願いいたします。

基本的に、当企業団の自己水源の取り扱いと考え方

については理解をさせていただいたところでございます。再度の質問の中でも聞かせていただきましたが、府域全体で四十二カ所の自己水源があるということでございました。自己水源を維持・確保していくために、当該の水道事業におかれましては、長年にわたって御努力をいただけてきたところでございます。

私も泉大津市におきましても、以前は大津川からの取水してきた浄水場及び市内深井戸からの自己水源もかつてはあったわけでありませうけれども、それぞれ自己水源の水質の悪化、また施設整備の更新によりますコスト問題等から廃止に追い込まれてきた経緯がございます。

現在、維持保全・確保していただいております自己水源という貴重な資源につきましては、将来的には当企業団が統合して担っていくことになるというふうに思いますが、自己水源が住民の近くにあり、複数の水源があることが、防災面においても環境面においても重要な資源であることについては、十分御理解、御認識をいただいていることと思います。

安価で安全でおいしい水を供給するという水道行政の理念と使命からも、大切な課題であるというふうに考えておるところでございます。

さらに、住民の皆さんにとっても、非常時に自己水源があることの安心感は貴重であり、水道行政への信頼を高めていくものというふうにご考えております。

今後、府域一水道を目指して統合を推進していくためにも、自己水源の取り扱いにつきましては、市町村の意向を十分に尊重されるとともに、当広域水道企業団といたしましても、統合までの過程において、自己水源の維持確保と開発の推進に向けても、力強い御支援をいただくことを要望させていただきます。私の質問を終わらせていただきますというふうに思います。

御清聴、どうもありがとうございました。

○水谷議長 高橋登議員の質問が終わりました。

次に、島弘一議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 四條畷市議会議員の島弘一です。議席番号二十五番でございます。

このたびは、統合した市町村の住民から水道への改善の要望ということで、水道に関する要望窓口についてお尋ねをしたいというふうに考えております。

四條畷、太子、千早、この三つのそれぞれの地域の水道事業が企業団に引き継がれました。また、新たに泉南市を初め七団体の水道事業においても、平成三十一年から統合を目標にいたしました。現在、鋭意検討を進められている状況であると認識しております。

これらの団体が単独で水道事業を行っていた場合には、市民や地元の水道に関する要望などについては、市長でありますとか役所へ直接意見箱であったり水道局への問い合わせなどによりまして、水道を身近に感じておりました。ところが統合することによりまして、少し遠い存在になった感じが否めないというような状況でございます。

そこで、統合した市町村から水道に関する改善要望などについては、どのように行っていけばよいのかということをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○水谷議長 これより答弁を求めます。

香山慎治広域連携課長。

(香山慎治経営管理部広域連携課長登壇)

○香山経営管理部広域連携課長 島議員の水道に関する改善要望の手法につきましては、御答弁を差し上げます。

企業団といたしましては、統合する際の考え方といたしまして、お客様サービスを維持するため、営業窓

口などを初めとした統合後の事業運営体制につきましては統合前と同様の体制を基本とし、将来的には新規サービスの導入などにより利便性の向上を図ることとしております。

水道に関する住民の声につきましても、これまでと同様に、各地域の水道センターでお受けするとともに、企業団ホームページからでもお問い合わせいただけるようにしている現状でございます。

また、市町村共通の課題につきましては、統合団体を含む全ての構成団体の水道事業負担者などで構成している運営協議会で、料金など特に重要な事項につきましては、四十二市町村の首長会議で議論いただけるようにしております。

今後とも、各地域の水道センターが窓口となり、住民の意見を受けとめていくなど、住民に身近な存在であり続けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○水谷議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 今までの流れと少し変わった統合した企業団とのかかわりということで、住民の皆さんも、今、企業団のほうの考え方についてお聞かせいただいたことを住民の皆さんにもお伝えして、今後も引き続き安心して水道を使っていただけというふうなことで、お伝えをしまいたいというふうに思っております。

住民の皆さん方は、日々、水道の蛇口から出てくる水に対して大きな信頼をされております。そういった中で、今後とも安定した安心をお届けしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、二番目になるわけでございますけれども、

府域の大半の市町村については、上下水道事業を一体的に実施しております。三市町村の水道事業統合後も下水道使用料の徴収事業は継続して企業団が行っていただいておりますし、水道料金のシステムもそれぞれの市町村のシステムが引き継がれていると聞いております。将来的には企業団として水道料金のシステムの統一が図られるというように思っておりますけれども、水道料金のシステムの統一後に、企業団に統合する市町村、直ちにそれまで使用しているシステムを破棄して、企業団の水道料金システムを使用することになるのかということを非常に危惧しておりますので、そのことについてお答えをいただきたいというように思っております。

○水谷議長 東野宗丈事業推進課長。

(東野宗丈事業推進課長登壇)

○東野事業管理部事業推進課長 ただいま御質問いただきました上下水道が既に統合した市町村の企業団統合の際の水道料金システムについてお答えいたします。

企業団では、水道事業統合の際、下水道事業は引き継がないとしておりますが、水道料金とあわせて行っております下水道使用料の徴収事務につきましては、いわゆるワンストップサービスを維持するため、地方公営企業法または地方自治法に基づきます公金の徴収または収納の委託の制度を適用いたしまして、権限を持たない範囲の業務として受託をいたしております。

なお、この下水道使用料の徴収事務に係る経費につきましては、上下水道事業を一体的に実施している市町におきましても、原因者でございます下水道事業が負担しているもので、統合後も同様の御負担をいただくことで、企業団が引き続き受託をしているものがございます。

統合した水道事業の料金徴収に当たりましては、現

在、水道事業ごとに会計を区分して事業を行っておりますことから、統合前の各市町村において使用していたシステムをそのまま継続して使用し、業務に当たっているところでございます。

今後は、府域一水道を目指し、統合を進めていく過程におきまして、さまざまな業務について統一化や共通化を進めていく必要があるため、水道料金システムにつきましても、同様に統一化を図っていく予定でございます。

料金システムの統一に当たりましては、上下水道事業双方の新たな負担とはならないよう、各システムの契約期間、また適切な更新時期などを勘案いたしまして、可能な事業から順次統一した新しいシステムの導入を進めまして、より一層の業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷議長 島議員。

(島弘一議員登壇)

○島議員 ありがとうございます。

三回しか質問ができないということで三度目になっておりますので、これが最後ということで、いろいろお答えをいただきました内容も含めまして、最終的に要望ということで、三度目の中では要望させていただきます。

水道事業統合前には、住民や市議会議員が直接的に水道局に意見でありますとか要望を伝えることができただけでありますけれども、企業団に統合になったというところで、どこにそれを伝えればいいのか、不安な住民の方もおられるのではと危惧をしていました。また、統合に当たって、上水道と下水道の両事業が分離をされることによって、新たな負担が下水道事業や一般会計に生じるのではないかとということも懸念をして

おりました。

ただいま答弁いただきましたように、統合後もこれまでと変わらず水道センターが水道事業の窓口になって住民の声を受けとめていただける、また、企業団全体では、水道事業の運営に反映されるように取り組んでいただきたいと思いますように要望いたします。

また、水道料金システムの統一に当たっては、市町村の水道事業や一般会計にも新たな負担が生じないように、効率的な経営を図られるよう要望いたします。

また、日本の水道は市町村が運営するように水道法の中にも明記をされています。そのことから、独自の工事の施工法でありますとか、水道材料の選定もされております。これは単なる一例でございますけれども、当然、工事の関係書類も同一ではありませんし、細かく見れば経営そのもの全体にたくさんそういう違いがあるというふうに考えております。企業団に合わせるいくということではなくて、お互いに合理的なものを受け入れる寛容さをお持ちいただけるように期待をして、企業団に対する要望いたします。

以上です。どうもありがとうございます。

○水谷議長 島弘一議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○水谷議長 なお、この際、議事の都合により休憩いたします。

(午後一時五十分休憩)

(午後一時五十八分再開)

○水谷議長 それでは、休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○水谷議長 日程第五の議案六件に対する討論は、通告

がありませんので、討論なしと認めます。

これより日程第五の議案六件につきまして採決に入ります。

議案第一号から第六号まで、大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件外五件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の議案六件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○水谷議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案六件は、原案のとおり可決されました。

○水谷議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。以上をもって本日の会議を閉じます。
これをもって平成三十年二月定例会を閉会いたします。

午後一時五十九分 閉会

議長 水谷 毅

副議長 大東 真司

議員 辰見 登

議員 田中 久夫